議案第７８号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和３年１０月１２日提出

尼崎市長　稲　村　和　美

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３６年尼崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

付則第２４項を付則第２５項とし、付則第２０項から第２３項までを１項ずつ繰り下げ、付則第１９項の次に次の１項を加える。

２０　令和３年１１月１日から同月３０日までの間に限り、市長に係る付則第１８項の規定の適用については、同項中「１，１７７，０００円に１００分の９０」とあるのは、「１，１７７，０００円に１００分の９０を乗じて得た金額に１００分の８０」とする。

（尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第２条　尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成３０年尼崎市条例第８号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の１項を加える。

（給料月額の特例）

２　令和３年１１月１日から同月３０日までの間に限り、第２条第１項の規定の適用については、同項中「８０５，０００円」とあるの

は、「８０５，０００円に１００分の７０を乗じて得た金額」とする。ただし、第４条第２項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付　則

この条例は、令和３年１１月１日から施行する。

（説　明）

市長等の給料について削減措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。